

令和元年度(2019年度)10月以降の1号認定子どもに係る利用者負担額(保育料)について

[対象施設：幼稚園、認定こども園(教育部分)]

国の徴収基準額			本市の利用者負担額(保育料)			
階層区分		満3～5歳児	階層区分		満3・3歳児	4・5歳児
①	生活保護世帯	0	A	生活保護世帯	0	0
②	市町村民税非課税世帯 (均等割のみ課税世帯含む)	0 0	B	市町村民税非課税世帯	0	0
			C	市町村民税のうち 均等割のみの課税世帯	0 0	0 0
				(うち、ひとり親世帯等)	0 0	0 0
③	市町村民税所得割課税世帯 77,100円以下	0 0	D1	48,600円以下	0 0	0 0
				(うち、ひとり親世帯等)	0 0	0 0
			D2	58,000円以下	0 0	0 0
				(うち、ひとり親世帯等)	0 0	0 0
			D3	67,000円以下	0 0	0 0
				(うち、ひとり親世帯等)	0 0	0 0
			D4	77,100円以下	0 0	0 0
				(うち、ひとり親世帯等)	0 0	0 0
④	77,101円以上 211,200円以下	0 0	D5	103,000円以下	0 0	0 0
			D6	211,200円以下	0 0	0 0
⑤	211,201円以上	0 0	D7	366,900円以下	0 0	0 0
			D8	366,901円以上	0 0	0 0

※ 利用者の年齢は、毎年度4月1日の前日の年齢により区分します。

【留意事項】

- 子育てのための施設等利用給付の支給対象となる私立幼稚園の保育料については、本表の金額が適用されません。保育料については、各施設にご確認ください。
- 市内公立幼稚園においては、別途、一時預かり利用料(一時預かりを利用された場合)を徴収します。また市内公立認定こども園(教育部分)においては、別途、給食費及び一時預かり利用料(一時預かりを利用された場合)を徴収します。それ以外の施設については、各施設にご確認ください。